

松本市死者の情報郵送開示申出・開示文書郵送申出書

年 月 日

(宛先)

(申出者) 氏名

私は、郵送による開示申出を希望しますので、開示申出書（様式第1号）にこの郵送申出書を添付し、郵送により提出します。あわせて、次の本人確認書類等を提出します。

また、郵送による開示文書の送付を希望する場合は、裏面の開示文書の写しの郵送に係る確認事項について、十分に確認し、了解しました。

- 1 開示対象者（当該死者の配偶者、子、血族である父母、2親等の血族である者又は相続人である者）の本人確認書類（次のア～ウのいずれも必要です。）

ア	☐ 戸籍謄本・抄本等、開示対象者であることを証明する書類
イ	☐ 官公庁が発行した顔写真付き本人確認書類のコピー（次のいずれかの１点） 運転免許証（国際免許証、仮運転免許証を含む。）、個人番号カード、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、外国人登録証、在留カード等
ウ	☐ 住民票の写し（コピー不可。開示申出前３０日以内に発行されたもの。個人番号（マイナンバー）の記載が無いもの）※代理人が郵送申出する場合は不要

※ 代理人が申し出る場合は、上記1のほか、下記の2又は3を提出してください。

- 2 開示対象者の法定代理人であることを証明する書類（①のいずれかと②及び③にチェック）

① ☐戸籍謄本・抄本 ☐住民票の写し（個人番号の記載が無いもの）☐登記事項証明書
☐家庭裁判所の証明書 ☐その他法定代理関係を確認し得る書類（ ）

② ☐代理人の本人確認書類のコピー（法定代理人が法人の場合は法人の登記事項証明書）

③ ☐代理人の住民票の写し（コピー不可。開示申出前３０日以内に発行されたもの。個人番号の記載が無いもの）

- 3 開示対象者の委任による代理人であることを証明する書類（全てにチェック）

☐開示申出に係る開示対象者の自署・押印のある委任状

☐委任状に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

☐代理人の本人確認書類のコピー（代理人が法人の場合は法人の登記事項証明書）

☐代理人の住民票の写し（コピー不可。開示申出前３０日以内に発行されたもの。個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）

- ## 4 文書の開示方法

□郵送による交付 □担当課の窓口で開示（交付）
※ 希望する開示（交付）方法についてチェックを入れてください。
写しの交付については、複写のための費用がかかります。

※ 文書の開示方法で「郵送による交付」を選択された場合は、次の内容をご確認いただき、5についてもチェックしてください。

○文書の開示方法で、「郵送による交付」を選択された方

開示文書を郵送する際の郵送料については、申出者の負担となります。

開示文書の郵送方法については、なりすましによる申出の防止や申出者に確実に開示文書をお届けできるように、本人限定受取郵便（基本型）によることとしています。

申出者の事情により、配達できない場合があります。

※ 本人限定受取郵便（基本型）

郵便物に記載された名宛人に限り、郵便物が渡されます。

- ・ 名宛人への連絡方法：郵便局から通知書が送付されます。
- ・ 郵便物を渡す場所：郵便局窓口
- ・ 本人確認書類（受取時に提示）：写真付き公的証明書1点（運転免許証、パスポート、個人番号カード等）又は写真の付いていない公的証明書等2点（職員証、学生証等）
- ・ 利用料金：基本料金＋一般書留加算料金＋本人限定受取

※ 利用料金は郵送する文書の量により異なります。

5 開示文書の写しの郵送による確認事項

- ☐ 担当課において複写費用及び郵送費用の入金確認後、開示文書を郵送すること。
- ☐ 郵便事情等により、開示文書の到達の遅れ・誤配等のリスクがあること。
- ☐ 申出者の事情により、配達できない場合があること。
- ※ 各項目について、十分に確認し、チェックを入れてください。

郵送申出から交付までのフロー（例）

